

常任委員会及び議会運営委員会の閉会中における
委員会調査申出並びに委員派遣承認要求について

本委員会は、下記事項について閉会中もなお調査を要するものと決定したので、寒河江市議会規則第104条の規定により申し出ます。また、委員の派遣について下記のとおり決定したので、承認されるよう同規則第105条の規定により要求します。

令和7年3月21日

総務産業常任委員会委員長 安孫子 義徳
厚生文教常任委員会委員長 月光 裕晶
議会運営委員会委員長 荒木 春吉

寒河江市議会議長 柏倉信一 殿

記

1 調査事項

委員会	調査事項	具体的な内容
総務産業常任委員会	委員会条例第2条に規定する所管事項のうち特に調査を必要とするもの	総務管理、総合企画、税務、労働、農林、商工観光、土木、都市計画、消防、防災、水道、下水道、その他行財政の運営全般に関することについて
厚生文教常任委員会	同 上	市民生活、戸籍、住民登録、社会福祉、民生、衛生、医療、学校教育、社会教育、保健体育等に関することについて
議会運営委員会	地方自治法第109条第3項に掲げる事項	議会運営の効率化、会議規則・委員会条例等諸規定、その他議会の運営に関することについて

2 方法

令和7年4月1日から令和8年3月31日までの期間において、各定例会の期間を除き、委員会が必要と認める日時とする。なお、委員会が必要と認める箇所及び他の自治体の状況も調査する。

3 経費

予算の範囲内とする。

4 派遣委員

必要に応じて、委員会所属の全委員を派遣する。

5 その他

委員長に一任する。